

令和7年度 津幡町職員採用候補者試験要項（二次募集）

I 採用職種、採用予定人員、主な職務内容

採用職種	採用予定人員	主な職務内容
保育士（職務経験者含）	2名程度	保育士業務

II 受験資格

採用職種	受験資格
保育士 （職務経験者含）	(1) 平成元年4月2日以降に生まれた人 (2) 現に保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有する者で <u>3年以上の職務経験を有している人（令和8年3月31日までに3年に達する者を含む。）</u> 又は令和8年3月末までに資格及び免許を取得する見込みの人

詳しくは、津幡町総務部総務課まで問い合わせてください。

※1 職務経験における注意点

- ・ 職務経験には、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・ 職務経験については、複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りません。
- ・ 保育士の職務経験については、幼稚園教諭免許又は保育士資格を有し、幼稚園教諭、保育士又は保育教諭として企業、幼稚園、保育所、認定こども園等で勤務した年数をいいます。
- ・ 休業等（育児休業、介護休業、病気休職等）で実際に業務に従事しなかった期間（産前産後休暇を除く。）が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

《注意事項》次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (2) 津幡町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 2 日本国籍を有しない人（消防士のみ）

III 試験の日時、場所及び合格発表

区分	日時	場所	可否の通知
第1次試験	令和7年10月19日(日) 午前8時40分から 午後3時00分頃まで	津幡町役場 (津幡町字加賀爪ニ3番地)	11月上旬に受験者全員に採用サイトを通じて通知します。
第2次試験	令和7年11月中旬の予定 (第1次試験合格者に対して行います。)		11月下旬に第2次試験受験者全員に郵送で通知します。

IV 受験手続

(1) 申込方法

原則、インターネットによる申し込み（電子申請）のみとします。申込方法については、別紙をご確認ください。インターネットによる申し込みができない特段の事情がある方は、必ず9月12日（金）までに津幡町総務課（TEL076-288-2120）に連絡してください。

(2) 注意事項

インターネットで申し込む場合は、下記申し込みフォームからアクセスしてください。

<自治体求人専用サイト><https://public-connect.jp/employer/52850>

- ・自治体求人専用サイト「パブリックコネクト」よりパソコン又はスマートフォンからお申込みください。（インターネット接続が必要です。）
- ・パソコンに加えて、スマートフォンからの申込みを可能とします。
- ・使用されるパソコン及びスマートフォンや通信回線上の障害などによる万一のトラブルに関しては一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- ・受験申込時に間違いがないか十分確認して申込みしてください。
- ・受付期間中に受信したものを有効とします。
- ・障がいがある方で、試験場において特別な配慮を必要とされる場合は、受験申込時にその旨を津幡町総務課（TEL076-288-2120）に連絡してください。

◎申込書について

申込書に必要な事項を記入し、次の書類を添付してください。

【添付書類】

- ・最終卒業学校の卒業証明書（来春卒業予定者は卒業見込証明書）または卒業証書の写し
- ・保育士は、資格を有する各免許等の資格証明書の写し（見込者は資格見込証明書またはそれに準ずるもの）

V 受付期間

令和7年8月25日（月）から9月18日（木）まで

◎書類不備について

受付後、書類を精査し不備があった場合は、受け付けできません。提出する際には、添付書類及び入力誤り等がないか十分書類を確認のうえ、不備がないようにしてください。

VI 試験の方法

○第1次試験

(1) 保育士

【一般教養（120分）、適性検査（20分）、作文試験（60分）、専門試験（90分）】

○第2次試験

第1次試験合格者に対して、面接試験を行います。

VII 合格から採用まで

- (1) この試験は、採用候補者となるための試験であり、最終合格者は採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録されます。この名簿は、1年間有効です。
- (2) 採用者は、名簿に記載された人の中から任命権者が決定します。ただし、受験資格に掲

げる条件を満たさない場合、受験内容が正しくないことが明らかになった場合又は合格から採用までの間に採用するにふさわしくない非違行為等があった場合など、合格を取り消すことがあります。

Ⅷ 給与等の待遇

津幡町一般職の職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 令和7年4月における初任給は、次のとおりです。なお、初任給の決定については、職業経験がある場合は、所定の金額が加算されます。また、今後の給与改定の状況によっては、初任給等の額が変動します。
 - ・保育士 短大卒 216,300円（福祉職給料表適用）
- (2) 職務経験を加算した場合の金額です。
 - ・保育士（福祉職給料表適用）
[例] 採用時の年齢が満30歳、短大を卒業後、民間会社等に勤務し勤務経験年数（週30時間以上勤務）が10年に達している場合は、給料月額254,400円程度
- (3) 諸手当 上記の金額のほか、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等をそれぞれの支給条件に応じて支給
- (4) 勤務時間 原則として1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分
- (5) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
(ただし、勤務箇所によっては、変則的な勤務形態となります。)
- (6) 休暇 年次有給休暇（年間20日、採用1年目は15日）のほか、特別休暇（病気・結婚・出産・介護・忌引等に要する休暇）

Ⅸ その他

申込書に記入された個人情報は、本町にて適切に管理し、今回の受験に関する手続以外には一切使用しません。

Ⅹ 問合せ先

この試験の詳細については、津幡町総務部総務課にお問い合わせください。

郵便番号 〒929-0393
住 所 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地
電話番号 (076) 288-2120
メールアドレス soumu@town.tsubata.lg.jp

【参 考】

町ホームページ <https://www.town.tsubata.lg.jp/division/soumu/syokuinsaiyou.html>